

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

・令和5年度集団指導試行実施のお知らせ(居宅療養管理指導)

・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

・令和6年2月から5月の介護職員処遇改善支援補助金について

・GビズIDの取得にご協力ください

・<新規事業>介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業の説明動画を配信します！

・<新規事業>介護DX推進人材育成支援事業の実施について

・令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ

令和6年3月1日発行 第236号

○ 令和5年度集団指導試行実施のお知らせ(居宅療養管理指導)

お知らせ

今年度から介護保険法の居宅療養管理指導を行っている事業所に対し、集団指導を試行実施しております。

指導対象事業所には実施通知を郵送いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

原則として指導検査業務システム(事業者ポータル)を利用し、動画を視聴して受講確認アンケートに回答していただく方法で受講していただきます。

回答期限は令和6年3月29日(金)となります。試行実施のため、動画の視聴及び受講確認アンケートの回答は任意ですが、期限までに受講確認アンケートの回答があった場合に受講済みとなります。ご協力のほどお願いいたします。

なお、動画及びテキスト等は、以下のホームページからご参照いただけます。

【 介護機関指導担当のホームページ 】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/shidou/shidou1/shidou3/oshirase/kaigo_shidou.html

【 問い合わせ先 】

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 介護機関指導担当

電話:03-5320-4284、4278

メールアドレス:S1140302@section.metro.tokyo.jp

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の「高齢者見守り」のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2023年4月1日から**2024年3月10日まで**(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【注意喚起情報】(1月31日国民生活センターより発表)

その申込み、定期購入になっていませんか？もう一度「**最終確認画面**」をチェック！—依然として多い通信販売での「**定期購入**」トラブル—

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240131_1.html

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

○ 令和6年2月から5月の介護職員処遇改善支援補助金について

お知らせ

介護職員の処遇改善については、収入を2%程度(月額 6,000 円)引き上げるための措置として、本年2月から5月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」が交付されます。

本補助金について、詳細は介護保険最新情報 vol.1202 をご参照ください。その中で特に留意していただきたい事項を以下のとおりまとめましたのでご確認ください。

○対象事業所

本補助金の対象となるサービス種別は介護保険最新情報 vol.1202 をご参照ください。

また、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベア加算」という。)を取得していることが要件となっています。ただし、ベア加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベア加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベア加算を算定していれば、今回の補助金の対象となります。なお、令和6年4・5月分の処遇改善加算等計画書等の提出については以下URLをご参照ください。

東京都HP: <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>



なお、本補助金の介護職員処遇改善計画書(以下「計画書」という。)の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所は、本補助金の対象外となりますのでご注意ください。

○賃金改善等の要件

本補助金では、令和6年4・5月分は当該月の補助額の3分の2以上の賃金改善を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより実施する必要がありますが、令和6年2・3月分は賞与等の一時金による賃金改善でも差し支えありません。また、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施する必要がありますが、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えありません。

○都道府県知事への届出

計画書の提出時期は予算成立後の令和6年4月前半を予定しております。

なお、令和4年2月から9月の介護職員処遇改善支援補助金のときの「賃金改善開始の報告」の提出は不要となり、計画書において確認することとなりました。

留意事項は以上となりますが、最新の情報については東京都HPにも掲載いたしますので、適宜ご確認をお願い致します。また、本補助金の詳細なご質問については以下コールセンターにご連絡をお願いいたします。

東京都HP:

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shogukaizen_shien_hojokin_R6.html

厚生労働省コールセンター:050-3733-0222

9:00~18:00(土日含む)



○GビズIDの取得にご協力ください

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。今年度から、サービス提供体制確保事業や要介護度等改善促進事業などの補助金の申請受付を電子化するほか、事業所の新規指定申請・更新申請・変更届について、段階的に電子申請とする予定です。

これらの電子申請にあたってはGビズIDの取得が必要になります。下記<ポイント>の記載のとおり、ID取得には申請書類準備とデジタル庁の審査に時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

特に、令和6年度以降に新規指定申請を予定されている事業者の方は、①GビズIDの取得と、②登記情報提供サービスの利用申し込みを完了させたうえで、申請書を提出するようお願いします。

<ポイント>

- ・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。
デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。
- ・GビズIDには、メンバーとプライムがあり、補助金申請等にはプライムの取得が必要です。
- ・申請には印鑑証明書(原本)が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、補助金等の締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。



<その他>

- ・事業所の新規指定申請を行うためには、添付書類の登記事項証明書を電子データで提出するため、GビズIDの他に、登記情報提供サービスの利用申し込みも必要です。
- ・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。
一般社団法人民事法務協会のホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



<お問合せ先>

- ・GビズIDに関すること
GビズIDヘルプデスク 0570-023-797
【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)
メールでもお問合せ可能です。(下記URL参照)
<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>
- ・登記情報提供サービスに関すること
一般財団法人 民事法務協会 0570-020-220
【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)
Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。(下記URL参照)
https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

○ <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業の

お知らせ

説明動画を配信します！

東京都では、介護事業者の人材確保の観点から、令和6年度より新たに「介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業」を実施します。

事業詳細についての説明動画を下記リンクにて配信予定です。ぜひご覧ください。

●配信動画掲載先(リンク)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

●配信時期

3月15日(金曜日)(予定)

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、都が居住支援特別手当を支給します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの職員には、さらに1万円加算

※本事業の実施は、令和6年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

※事業詳細を HP に公開できるよう、只今準備中です。

※**本事業に関するお問合せは、申し訳ありませんが3月中はお控えください。**

【担当】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当(電話 03-5320-4267)

○ <新規事業> 介護DX推進人材育成支援事業の実施について

お知らせ

東京都では、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保することを目的として、令和6年度より新たに「介護DX推進人材育成支援事業」を実施する予定です。

【事業概要】

- 介護事業所において、DXを推進するためのリーダーとなる人材(=介護DX推進人材)を育成・配置する場合に、1人あたり50万円/年(1法人につき、2名まで)を補助する。

【対象者】

- 令和6年4月1日時点で都内において開設している介護保険法に基づく介護サービスを提供する、介護サービス施設等(法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。)の設置者

【対象経費】

- DX推進人材の手当
- DX推進人材の研修費・資格取得費
- DX推進人材の研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

【令和6年度の申請スケジュール(予定)】

以下は、暫定版のスケジュールとなります。確定版のスケジュールは、4月1日以降に東京都福祉局のホームページをご覧ください。

交付要綱・手引き等公開	交付申請受付	交付決定	実績報告受付	額確定	補助金振込
令和6年度			令和7年度		
4～7月	8・9月	1月	3月～4月上旬	5月中旬	5月下旬

【お問合せ先】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当 (電話 03-5320-4267)

※本事業の実施は、令和6年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

※本事業の詳細は、令和6年4月以降、東京都HP等でお知らせする予定です。

○ 令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

本事業は、令和6年度より、以下のとおり制度の拡充を予定しております。

1 助成対象期間についての見直し

現行の「1戸当たりの助成対象期間（最大4年間）」を撤廃します。

ただし、同一の職員が利用できるのは、最大でも10年までとします（現に利用している職員は、令和6年4月1日を始期として扱います。）。

2 助成対象戸数についての見直し

現行の「1事業所当たりの助成対象戸数（最大20戸）」について、

上限戸数に達した場合でも、以下の外国人材については、助成の対象とします。

- 在留資格介護
- 特定技能（介護）
- 技能実習生（介護）
- 留学生
- EPA介護福祉士候補者等

この拡充内容については現時点で予定している内容です。

詳細は、今後、東京都福祉保健財団のホームページ等にてお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

最終的には、令和6年度予算案が東京都議会で可決されることを以て、確定します。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>